

平成二十三年度

学生便覧

徳島大学歯学部

平成23年度

学生便覧

徳島大学歯学部

平成 23 年度 学年暦

4月1日(金)	前期開始
4月6日(水)	入学式, 新入生オリエンテーション
4月6日(水)	前期授業開始 (新入生は4月11日(月)から)
4月6日(水)～4月8日(金)	歯学部新入生オリエンテーション・大学入門講座
4月7日(木)	歯学部新入生健康診断
8月1日(月)～8月31日(水)	夏季休業(1・2年生は8月6日(土)～8月31日(水))
9月30日(金)	前期終了
10月1日(土)	後期開始
11月2日(水)	開学記念日
11月3日(木)～11月5日(土)	大学祭
12月25日(日)～1月7日(土)	冬季休業
1月14日(土)・1月15日(日)	大学入試センター試験
2月25日(土)・2月26日(日)	前期日程入学試験 (26日は歯学科のみ)
3月12日(月)	後期日程入学試験
3月23日(金)	卒業式・大学院修了式
3月25日(日)～3月31日(土)	学年末休業
3月31日(土)	後期終了

※ 学年別日程表等については, 時間割表を参照。

平成23年度 学生便覧

目 次

1	基本理念・教育目標	1
2	ディプロマ・ポリシー	2
3	徳島大学歯学部沿革	3
4	徳島大学病院（歯科診療部門）沿革	3
5	徳島大学歯学部及び徳島大学病院（歯科診療部門）機構図	4
6	徳島大学歯学部規則	5
7	徳島大学歯学部における試験等に関する細則	14
8	徳島大学歯学部歯学科学修要領	18
9	徳島大学歯学部口腔保健学科学修要領	21
10	一般周知事項	25
11	気象警報が発令された場合の授業の休講措置について	30
12	図書館について	31
13	福利厚生施設について	33
14	試験における学生の不正行為に対する措置要項(抄)	34
15	歯科医師法(抄)	35
16	歯科衛生士法(抄)	36
17	社会福祉士及び介護福祉士法(抄)	37
18	徳島大学蔵本地区建物等配置図	39
19	徳島大学歯学部・大学病院歯科診療棟平面図	40

1 基本理念・教育目標

歯 学 科

基本理念

歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を身につけるとともに、医療人として必要な倫理を備えた歯科医師の育成をめざす。

教育目標

1. 医の倫理を備えた良識ある歯科医師を育成する。
2. 生命の尊厳に対して最大の敬意をはらえる歯科医師を育成する。
3. 最新の治療技術を身につけ、リサーチマインドを持った歯科医師を育成する。

口腔保健学科

基本理念

口腔保健及び福祉の専門知識と技能を身につけ、健康長寿の推進に貢献できる人材の育成をめざす。

教育目標

1. 医の倫理を備え、慈しみと思いやりの心を持った人材を育成する。
2. 専門的な知識や技能を有し、チーム医療に貢献できる人材を育成する。
3. 人々の健康及び福祉を支える人材を育成する。

2 ディプロマ・ポリシー

歯 学 科

1. 知識・理解

- (1) 患者中心の全人的医療を理解し、歯科医師に求められる知識と技能を有する。
- (2) 国際社会および地域社会のニーズに対応できる。

2. 汎用的技能

- (1) 外国語能力を養い、医療の国際化に対応できる能力を持つ。
- (2) 論理的な文章の記述や口頭発表による説明能力を有する。

3. 態度・志向性

- (1) 歯科医師として好ましい態度・習慣を身につけ、患者および他の医療従事者と適切な人間関係を確立する能力を有する。
- (2) 豊かな心をはぐくむために、生涯にわたり自主的かつ継続的に学習する能力を有する。
- (3) 社会人としての幅広い教養と医療従事者としての倫理観を有する。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

医療に対して高い関心を持ち、自ら問題点を見だし、解決できる能力を有する。

口腔保健学科

1. 知識・理解

口腔保健・福祉を理解し、その専門知識と技能を有する。

2. 汎用的技能

- (1) 口腔ケアや口腔リハビリテーションに関する基本的技能を有する。
- (2) 患者やその家族あるいは保健・医療・福祉関係者と良好なコミュニケーションができる。
- (3) チーム医療や保健福祉活動の一員として、その役割を果たすことができる。

3. 態度・志向性

- (1) 口腔保健・福祉の学習を通じて社会人としての自覚を持ち、その責任を果たすことができる。
- (2) 医療や介護を必要とする人々に対して、慈しみと思いやりの心をもって支援することができる。
- (3) 歯科医療の進歩や社会の医療ニーズの変化に高い関心を持ち続け、生涯にわたり自主的かつ継続的に学習する能力を持つ。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

関連分野における事象や課題について自ら学び、適切な判断と必要な行動ができる。

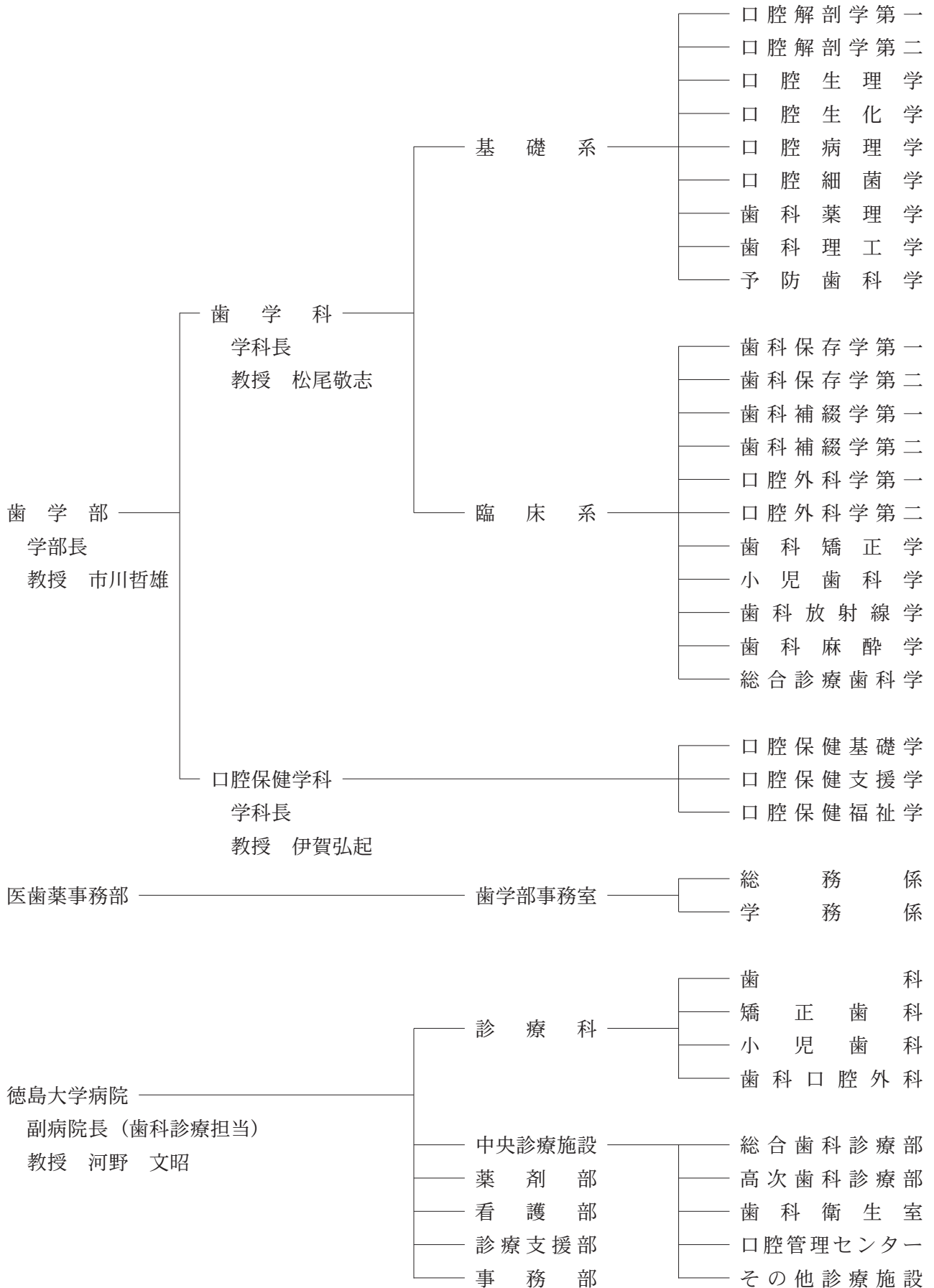
3 徳島大学歯学部沿革

昭和49年 5月	歯学部創設準備室設置
51年10月	徳島大学歯学部設置 2 講座設置（口腔生化学，歯科矯正学）
52年 4月	3 講座設置（歯科保存学第一，歯科補綴学第一，口腔外科学第一），5 講座となる。 歯学部設置第1回生入学
53年 4月	5 講座設置（口腔解剖学第一，口腔生理学，口腔病理学，歯科理工学，歯科保存学第二），10 講座となる。
54年 4月	5 講座設置（口腔解剖学第二，口腔細菌学，歯科薬理学，予防歯科学，歯科補綴学第二），15 講座となる。
55年 4月	2 講座設置（口腔外科学第二，歯科放射線学），17 講座となる。
57年 4月	1 講座設置（小児歯科学），18 講座となる。
58年 3月	歯学部第1回生卒業
58年 4月	徳島大学大学院歯学研究科設置
平成14年 4月	1 講座設置（歯科麻酔学），19 講座となる。
16年 4月	徳島大学大学院口腔科学教育部設置
19年 4月	徳島大学歯学部口腔保健学科設置
23年 3月	徳島大学歯学部口腔保健学科第1回生卒業
23年 4月	徳島大学大学院口腔科学教育部口腔保健学専攻（修士課程）設置

4 徳島大学病院（歯科診療部門）沿革

昭和54年 4月	歯学部附属病院設置 7 診療科設置（予防歯科，第一保存科，第二保存科，第一補綴科，第二補綴科，第一口腔外科，矯正科）
55年 4月	2 診療科設置（第二口腔外科，歯科放射線科），9 診療科となる。
57年 4月	1 診療科設置（小児歯科），10 診療科となる。
平成 3年 4月	1 診療科設置（歯科麻酔科），11 診療科となる。
9年 4月	1 治療部設置（特殊歯科総合治療部），11 診療科 1 治療部となる。
14年 4月	診療科等の組織を見直し，4 診療科（歯科，矯正歯科，小児歯科，歯科口腔外科）， 2 診療施設（総合歯科診療部，特殊歯科総合治療部）となる。
15年10月	医学部・歯学部附属病院となる。
18年 1月	特殊歯科総合治療部を改組し，高次歯科診療部を設置。
22年 4月	徳島大学病院となる。

5 徳島大学歯学部及び徳島大学病院（歯科診療部門）機構図



6 徳島大学歯学部規則

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学歯学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、徳島大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に定めるもののほか、本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、口腔と全身の健康に係る教育、研究、診療を通じて、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

2 歯学科は、歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を身につけるとともに、医療人として必要な倫理を備えた歯科医師の育成をめざす。

3 口腔保健学科は、口腔保健及び福祉の専門的立場から健康長寿の推進に貢献し、専門分野の教育、研究及び臨床における指導的役割を担う人材の育成をめざす。

第2章 入学者選考

(入学者選考)

第2条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって各学科別に選考を行うものとする。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、全学共通教育の授業科目（以下「共通教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）により編成する。

(共通教育科目の履修等)

第3条の2 共通教育科目の履修等に関することは、徳島大学全学共通教育履修規則（以下「共通教育履修規則」という。）の定めるところによる。

2 共通教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

(専門教育科目)

第3条の3 専門教育科目の区分は必修科目及び選択科目とする。

2 前項の専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

(自由科目の履修手続)

第4条 前条第3項の規定により他の学部へ属する専門教育科目を自由科目として履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(進級要件等)

第5条 進級要件等については、教授会の議を経て別に定める。

(卒業研究)

第5条の2 口腔保健学科学生の卒業研究は、当該学科の講座のうちから一を選び、その講座責任者

(教授) の承認を受けて行うものとする。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第6条 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第6条の2 前条の規定により許可を受けた学生(以下「派遣学生」という。)が修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

(履修報告書)

第6条の3 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、速やかに(外国の大学又は短期大学に留学する学生については、帰国の日から1月以内)、所定の履修報告書を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4章 試験、卒業及び社会福祉士国家試験の受験資格

(試験)

第7条 成績の考査は、試験による。ただし、演習及び実習については、試験を行わないことがある。

2 授業科目の試験は、原則として学期末において行う。

3 授業科目の試験を受けるには、講義にあつては授業時間数の3分の2以上、実習にあつては授業時間数の4分の3以上出席していなければならない。

(成績)

第8条 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。成績は、優(80点以上)、良(70点以上)及び可(60点以上)に区分する。

2 口腔保健学科の卒業研究の成績は、その研究業績の判定と口頭試験によって合格を決定する。ただし、口頭試験は、省略することがある。

(試験の告示)

第9条 試験の科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(追試験)

第10条 病気その他やむを得ない事情のため、受験することができない者は、速やかに本学部長にその理由を記載した文書をもって届け出なければならない。

2 前項の届け出をした学生は、担当教員に願い出て、追試験を受けることができる。

(再試験)

第11条 試験を受けて合格しなかった者及び前条第2項の追試験を受験することができなかった者は、再試験を受けることができる。

(卒業)

第12条 本学部を卒業するためには、次の単位を修得しなければならない。

歯学科

共通教育科目 51単位以上

専門教育科目 必修科目 157単位

選択科目 2単位以上

計 159 単位以上

合計 210 単位以上

口腔保健学科

共通教育科目 29 単位以上

専門教育科目 必修科目 84 単位

選択科目 15 単位

計 99 単位

合計 128 単位以上

(社会福祉士国家試験の受験資格)

第12条の2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得するためには、選択科目のうち別に定める科目の単位を修得しなければならない。

第4章の2 転学部、編入学及び補欠入学

(転学部)

第12条の3 学則第22条の2の規定により本学部に転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(編入学)

第12条の4 学則第21条の4第2項の規定により入学した者の在学期間は、8年とする。

2 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(補欠入学)

第12条の5 学則第22条の規定により、本学部へ入学する者の入学年次は、第2年次とする。

2 前項により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

(1) 在学期間は、8年とする。

(2) 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

第5章 科目等履修生

(入学資格及び入学許可)

第13条 科目等履修生の入学は、科目等履修生として就学の目的を達することができる学力を有すると認められる者について、本学部教授会の選考を経て学長が許可する。

(入学志願手続)

第14条 科目等履修生として入学を志望する者は、入学願書に履修科目、単位数及び在学期間等を記載し、履歴書、卒業証明書、健康診断書、写真(上半身正面脱帽名刺型)及び所定の検定料を添えて、本学部長に提出しなければならない。

(入学時期)

第15条 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の初めとする。

(入学金及び授業料)

第15条の2 科目等履修生として入学する者は、指定の期間内に所定の入学金を納付しなければな

らない。

2 科目等履修生は、指定の期間内に所定の授業料を納付しなければならない。

(在学期間)

第16条 科目等履修生の在学期間は、履修科目について授業の行われる期間とする。

(単位の授与)

第17条 科目等履修生で、単位の授与を希望する者については、第7条から第11条までの規定を準用する。

第6章 研究生

(入学資格)

第18条 研究生として入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学の歯学部又は医学部を卒業した者
- (2) 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の歯学部又は医学部を卒業した者
- (3) 旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による歯学又は医学の専門学校を卒業した者
- (4) 本学部教授会において前各号の者と同等以上の学力があると認めた者

(入学許可)

第19条 研究生として入学を志願する者に対しては、本学部教授会において選考の上、学長が入学を許可する。

(入学志願手続)

第20条 研究生として入学を志願する者は、入学願書に研究題目、在学期間等を記載し、履歴書、卒業証明書、健康診断書、写真（上半身正面脱帽名刺型）及び所定の検定料を添えて、本学部長に提出しなければならない。

(入学時期)

第21条 研究生の入学の時期は、原則として毎学期の初めとする。

(入学料及び授業料)

第21条の2 研究生として入学する者は、指定の期間内に所定の入学料を納付しなければならない。

2 研究生は、指定の期間内に所定の授業料を納付しなければならない。

(実験実習等の経費の負担)

第22条 研究生は、実験実習その他研究に必要な経費を負担しなければならない。

(在学期間)

第23条 研究生の在学期間は、1年以内とする。

2 研究のため在学期間を超えて引き続き在学しようとする者は、在学期間延長願を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

3 前項の願い出があったときは、学長が、本学部教授会の議を経て1年ごとにその在学期間の延長を許可することがある。

(修了証書)

第24条 研究生で研究事項を報告した者に対しては、学長が、本学部教授会の議を経て修了証書を交付することがある。

附 則

この規則は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章、第 4 章、第 5 章及び第 6 章の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した者については、この規定による改正後の第 12 条及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 (第3条の2第2項関係)

共通教育科目の履修要件

イ 歯学科

区 分	授 業 科 目	所 要 単 位 数
大学入門科目群	大学入門講座	1 単位
	自然科学入門	2 単位
教養科目群	歴史と文化	4 単位
	人間と生命	4 単位
	生活と社会	4 単位
	自然と技術	4 単位
社会性形成科目群	ウェルネス総合演習	4 単位
	共創型学習	
	ヒューマンコミュニケーション	
基盤形成科目群	英語	6 単位
	英語以外の外国語科目	4 単位
	情報科学	2 単位
基礎科目群	基礎数学	3 単位
	基礎物理学	2 単位
	基礎物理学実験	2 単位
	基礎化学	3 単位
	基礎化学実験	2 単位
	基礎生物学	2 単位
	基礎生物学実験	2 単位
合 計		51 単位

備考1 教養科目群の授業科目から修得すべき単位数には、放送大学で修得し認定された単位を、4単位を限度として含めることができる。

共通教育科目の履修要件

□ 口腔保健学科

区 分	授 業 科 目	所 要 単 位 数
大学入門科目群	大学入門講座	1 単位
教養科目群	歴史と文化	4 単位
	人間と生命	4 単位
	生活と社会	4 単位
	自然と技術	4 単位
社会性形成科目群	ウェルネス総合演習	2 単位
	共創型学習	
	ヒューマンコミュニケーション	
基盤形成科目群	英語	6 単位
	英語以外の外国語科目	2 単位
	情報科学	2 単位
合 計		29 単位

備考 1 教養科目群の授業科目から修得すべき単位数には、放送大学で修得し認定された単位を、4単位を限度として含めることができる。

備考 2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、人間と生命の科目から心理学概論を履修すること。

別表2 (第3条の3第2項関係)

専門教育科目表

イ 歯学科

授業科目	単位数		授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目		必修科目	選択科目
解剖学第一	13		歯科英語	1	
解剖学第二			医の倫理と安全管理	1	
生理学	5		医療コミュニケーション	1	
生化学	5		社会と歯科医療	1	
病理学	6		加齢歯科学	2	
細菌学	5		バイオマテリアル・バイオエンジニアリング	1	
薬理学	5		口腔インプラント学	1	
歯科理工学	5		早期体験実習	2	
衛生学	1		統合臨床講義	1	
予防歯科学	3		研究基礎ゼミ	3	
歯科保存学第一	8		歯科臨床示説	2	
歯科保存学第二			臨床実習	45	
歯科補綴学第一	10		内科学	3	
歯科補綴学第二			外科学	2	
口腔外科学第一 (口腔内科学)	6		隣接医学	3	
口腔外科学第二 (口腔外科学)			総合歯科学一		1
歯科矯正学	4		総合歯科学二		1
小児歯科学	3		総合歯科学三		1
歯科放射線学	3		総合歯科学四		1
歯科麻酔学	2		総合歯科学五		1
特別科目	4		計	157	5

専門教育科目表

□ 口腔保健学科

分野	授業科目	単位数		分野	授業科目	単位数	
		必修科目	選択科目			必修科目	選択科目
口腔保健基礎学	解剖学・生理学・生化学	4		口腔保健支援学	栄養学・栄養食品学	1	
	口腔解剖学・口腔生理学	5			口腔疾患予防学	2	
	病理学・口腔病理学	2			口腔疾患予防学実習	2	
	薬理学・歯科薬理学	2		口腔保健基礎学	歯科口腔介護学	2	
	微生物学・免疫学	2			歯科口腔介護臨地実習	2	
	口腔保健衛生学概論	1			コミュニケーション論		1
	歯科衛生士概論	2			※現代社会と福祉		4
	歯科衛生統計	1			※社会調査の基礎		1
	衛生行政	1			※相談援助の基盤と専門職		4
	衛生学・公衆衛生学	2			※相談援助の理論と方法		8
	口腔衛生学	2			※地域福祉の理論と方法		4
	口腔衛生学基礎実習	2			※福祉行財政と福祉計画		1
	医療情報処理学	1			※福祉サービスの組織と経営		2
	医療安全管理学	1			※社会保障		2
早期臨床実習	2		※高齢者福祉			2	
発達系歯科学	2		福祉学		※障害者福祉	2	
保存修復系歯科学	2		口腔保健支援学		※児童・家庭福祉	2	
補綴系歯科学	2			※公的扶助	2		
外科系歯科学	2			※保健医療サービス	1		
歯科放射線学	1			※就労支援サービス	1		
歯科麻酔学・救急蘇生	1			※相談援助演習	5		
歯科材料学	1			※相談援助実習指導	2		
歯科診療補助論	2			※相談援助実習	4		
チーム歯科医療学	2			隣接医科学	総合医科学	2	
チーム歯科医療学基礎実習	2			医療倫理学	1		
高齢者口腔保健衛生学	1			臨床心理学	1		
高齢者口腔保健衛生学臨地実習	1			基礎看護学	1		
障害者口腔保健衛生学	1			口腔保健衛生学臨床実習	14		
障害者口腔保健衛生学臨地実習	1			卒業研究	3		
嚥下・摂食障害学	2			計	84	48	

備考1 選択科目15単位を履修すること。

備考2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、※印の科目すべてを履修すること。

7 徳島大学歯学部における試験等に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、徳島大学歯学部規則第1条第2項の規定に基づき、授業科目の試験等について必要な事項を定めるものとする。

(試験の科目)

第2条 歯学科において、試験は、次の授業科目について行う。

必修科目

基礎系授業科目

解剖学第一，解剖学第二，生理学，生化学，病理学，細菌学，薬理学，歯科理工学，衛生学
歯科臨床系授業科目

予防歯科学，歯科保存学第一，歯科保存学第二，歯科補綴学第一，歯科補綴学第二，
口腔外科学第一（口腔内科学），口腔外科学第二（口腔外科学），歯科矯正学，小児歯科学，
歯科放射線学，歯科麻酔学，加齢歯科学，口腔インプラント学，統合臨床講義，総合歯科学，
歯科臨床示説

関連医学科目

内科学，外科学，隣接医学（小児科学，臨床検査医学，耳鼻咽喉科学，神経精神医学，
整形外科，産科婦人科学，眼科学，皮膚科学，泌尿器科学，栄養学，医事法制）

特別科目

医学細胞生物学・人類遺伝学，臨床心理学，歯学概論，口腔と健康

早期体験実習

研究基礎ゼミ

臨床実習

総合科目

歯科英語，医の倫理と安全管理，医療コミュニケーション，社会と歯科医療，
バイオマテリアル・バイオエンジニアリング

選択科目

総合歯科学一，総合歯科学二，総合歯科学三，総合歯科学四，総合歯科学五

第2条の2 口腔保健学科において、試験は、次の授業科目について行う。

口腔保健基礎学

解剖学・生理学・生化学，口腔解剖学・口腔生理学，病理学・口腔病理学，薬理学・歯科薬理学，
微生物学・免疫学，口腔保健衛生学概論，歯科衛生士概論，歯科衛生統計，衛生行政，
衛生学・公衆衛生学，口腔衛生学，口腔衛生学基礎実習，医療情報処理学，医療安全管理学，
早期臨床実習

口腔保健支援学

発達系歯科学，保存修復系歯科学，補綴系歯科学，外科系歯科学，歯科放射線学，
歯科麻酔学・救急蘇生，歯科材料学，歯科診療補助論，チーム歯科医療学，
チーム歯科医療学基礎実習，高齢者口腔保健衛生学，高齢者口腔保健衛生学臨地実習，

障害者口腔保健衛生学，障害者口腔保健衛生学臨地実習，嚥下・摂食障害学，
栄養学・栄養食品学，口腔疾患予防学，口腔疾患予防学実習

口腔保健福祉学

歯科口腔介護学，歯科口腔介護臨地実習，コミュニケーション論，現代社会と福祉，
社会調査の基礎，相談援助の基盤と専門職，相談援助の理論と方法，地域福祉の理論と方法，
福祉行財政と福祉計画，福祉サービスの組織と経営，社会保障，高齢者福祉，障害者福祉，
児童・家庭福祉，公的扶助，保健医療サービス，就労支援サービス，相談援助演習，
相談援助実習指導，相談援助実習

隣接医学

総合医科学，医療倫理学，臨床心理学，基礎看護学

口腔保健衛生学臨床実習

卒業研究

(進級の認定時期，方法等)

第3条 第2年次以上の学生は，所定の授業科目について，その試験に合格しなければ，次の年次の授業を受けることができない。

進級の認定時期，方法は，歯学科においては別表1のとおり，口腔保健学科においては，別表2のとおりとする。

附 則

この細則は，昭和58年4月1日から施行し，昭和58年度以降に専門課程の第1年次に在学することとなる者から適用する。

附 則

この細則は，平成17年4月1日から施行し，平成16年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成20年4月1日から施行し，平成19年度以前に入学した者については，改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成21年4月1日から施行し，平成20年度以前に入学した者については，改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成22年4月1日から施行し，平成21年度以前に入学した者については，改正後の別表1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成23年4月1日から施行し，平成22年度以前に入学した者については，改正後の規定，別表1及び別表2にかかわらず，なお従前の例による。

別表 1

進級の認定時期, 方法等

イ 歯学科

区 分	認定時期等	認 定 方 法 等
第 1 年 次	第 1 年次の 学 年 末	基盤形成科目群及び基礎科目群の合計単位で 5 単位以上が再受講となった場合は留年とする。ただし、教養科目群又は社会性形成科目群の単位の修得状況によっては、基盤形成科目群及び基礎科目群の再受講が 4 単位以下でも留年となることがある。
第 2 年次から 第 3 年次への 進 級	第 2 年次の 前 期 末	共通教育科目の履修要件の単位を修得しなければ留年とする。ただし、後期に開講される講義で不足単位の修得が可能なき場合は、仮進級できる場合もある。
第 2 年次から 第 3 年次への 進 級	第 2 年次の 学 年 末	共通教育科目及び早期体験実習の履修要件の単位を修得しなければ留年とする。
第 3 年次から 第 4 年次への 進 級	第 3 年次の 学 年 末	解剖学第一、解剖学第二、生理学、生化学、細菌学、歯科理工学、研究基礎ゼミ及び第 3 年次前期までに終了する特別科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。
第 4 年次から 第 5 年次への 進 級	第 4 年次の 前 期 末	病理学、薬理学、衛生学及び第 3 年次後期までに終了する特別科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。
第 4 年次から 第 5 年次への 進 級	第 4 年次の 学 年 末	予防歯科学、歯科保存学第一、歯科保存学第二、歯科補綴学第一、歯科補綴学第二並びに第 4 年次前期に終了する特別科目及び総合科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。
第 5 年次から 第 6 年次への 進 級	第 5 年次の 前 期 末	口腔外科学第一（口腔内科学）、口腔外科学第二（口腔外科学）、歯科矯正学、小児歯科学、歯科放射線学、歯科麻酔学及び第 4 年次に終了する総合科目関連医学科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。また、臨床実習への進級要件を満たさなければ臨床実習を受けることはできない。
卒 業	第 6 年次の 学 年 末	卒業要件の必要単位をすべて修得しなければ留年とする。

進級の認定時期, 方法等

□ 口腔保健学科

区 分	認定時期等	認 定 方 法 等
第1年次から 第2年次への 進 級	第1年次の 学 年 末	下記の履修要件および必修科目を修得しなければ留年とする。 ・共通教育科目 21単位以上
第2年次から 第3年次への 進 級	第2年次の 学 年 末	下記の履修要件および必修科目を修得しなければ留年とする。 ・共通教育科目 29単位以上 ・専門教育科目 (必修) 口腔保健衛生学概論 1単位 歯科衛生士概論 2単位 衛生行政 1単位 医療情報処理学 1単位 早期臨床実習 2単位 解剖学・生理学・生化学 4単位 口腔解剖学・口腔生理学 5単位 病理学・口腔病理学 2単位 薬理学・歯科薬理学 2単位 微生物学・免疫学 2単位 歯科衛生統計 1単位 口腔衛生学 2単位 医療安全管理学 1単位 口腔衛生学基礎実習 2単位 歯科材料学 1単位
第 3 年 次	第3年次の 前 期 末	下記の必修科目を修得しなければ留年とする。 衛生学・公衆衛生学 2単位 発達系歯科学 2単位 保存修復系歯科学 2単位 補綴系歯科学 2単位 外科系歯科学 2単位 歯科放射線学 1単位 歯科麻酔学・救急蘇生 1単位 歯科診療補助論 2単位 チーム歯科医療学 2単位 チーム歯科医療学基礎実習 2単位 栄養学・栄養食品学 1単位 口腔疾患予防学 2単位 口腔疾患予防学実習 2単位
第3年次から 第4年次への 進 級	第3年次の 学 年 末	下記の履修要件および必修科目を修得しなければ留年とする。 ・高齢者口腔保健衛生学 (1単位), 障害者口腔保健衛生学 (1単位), 嚥下・摂食障害学 (2単位), 歯科口腔介護学 (2単位) ・第3年次までに終了する口腔保健福祉学の選択必修科目 (15科目 37単位) のうち 15単位以上
卒 業	第4年次の 学 年 末	卒業要件の必要単位をすべて修得しなければ留年とする。

8 徳島大学歯学部歯学科学修要領

(1) 単位の計算基準

1 単位あたりの学習時間は、45 時間と定められており、これに従って授業毎に単位数が決められています。1 回の授業について、講義、演習については2 時間、実習については1 時間の予習と復習が必要です。

専門科目	講義、演習	15 時間
	実習	30 時間

(2) 学年、学期及び休業日

① 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わります。

② 学年を分けて次の 2 学期とします。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

各期は 15 週を消化するものとします。

③ 休業日は、次のとおりです。なお必要により下記エからキまでの休業日を変更し、または臨時休業を定めることがあります。

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 開学記念日 11 月 2 日

エ 春季休業 4 月 1 日から 4 月 5 日まで

オ 夏季休業 8 月 1 日から 8 月 31 日まで

カ 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日

キ 学年末休業 3 月 25 日から 3 月 31 日まで

(3) 試験・評価について

履修した授業の成績評価及び単位認定は、原則として学期末に各科目の試験を行い、合格したものに所定の単位が与えられます。

なお、専門教育科目について、講義にあつては授業時間数の 3 分の 2 以上、実習にあつては 4 分の 3 以上出席していなければ、試験を受けることはできません。

① 試験の欠席

病気などやむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、所定の手続きを経て、追試験を受けることができます。手続き等については、学務係に問い合わせてください。

② 再試験

試験を受けて不合格となった者は、再試験を受けることができます。再試験に合格した場合、成績は 60 点となります。

再試験日程等詳細については、担当教員の指示にしたがってください。

③ 成績の評価

試験の成績は、100点をもって満点とし、60点をもって合格とします。

また、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）と区分されます。

④ 成績の通知

専門教育科目の成績通知は、歯学部掲示板等にそのつど掲示して通知します。

⑤ 進級認定

認定時期に合わせて、掲示により通知します。通知時期についても、掲示により通知します。

(4) 試験における不正行為に対する措置について

試験（追試験、再試験を含む。）において、不正行為をした者は、学則の規定により懲戒を受けるほか、その学期中に履修した全科目の成績が取り消され、改めて所定の科目を履修しなければなりません。（留年となります。）

(5) 臨床実習について

① 歯科臨床科目の合格者でなければ、臨床実習を受けることができません。

② 臨床実習は、本学部教員及び学外の実習等協力機関に所属する医療人の厳格な指導のもとに、大学病院各科（部）及び実習等協力機関において診療の基本を修得するものとします。

③ 臨床実習期間は、別途通知します。

(6) 学生実習用器具について

① 学生実習用器具の貸与

学生の経費負担を軽減するために、実習用器具として貸与するものがあります。

② 学生実習用器具の学生購入

学生実習用器具の一部を学生に購入させることがあります。

(7) 歯学科教授等一覧

所属講座		氏名等			メールアドレス	備考	
基礎系	口腔解剖学第一	教授	きた 北	むら 村	せい い ち ろ う 清一郎	kitamura@dent.tokushima-u.ac.jp	4年次生 クラス担当教員
	口腔解剖学第二	教授	はね 羽	じ 地	たつ じ 達次	tat-hane@dent.tokushima-u.ac.jp	3年次生 クラス担当教員
	口腔生理学	教授	ほそ 細	い 井	かず お 和雄	hosoi@dent.tokushima-u.ac.jp	
	口腔生化学	教授	の 野	ま 間	たか ふ み 隆文	ntaka@dent.tokushima-u.ac.jp	2年次生 クラス担当教員
	口腔病理学	教授					
	口腔細菌学	教授	みや 三	け 宅	よう い ち ろ う 洋一郎	miyake@dent.tokushima-u.ac.jp	6年次生 クラス担当教員

所属講座		氏名等	メールアドレス	備考
基礎系	歯科薬理学	教授 吉もとかつひこ よしもと かつ ひこ	yoshimot@dent.tokushima-u.ac.jp	5年次生 クラス担当教員
	歯科理工学	教授 あさおかけんぞう あさおか けん ぞう	asaoka@dent.tokushima-u.ac.jp	1年次生 クラス担当教員
	予防歯科学	教授 いとうひろお夫 いとう ひろ お夫	itohiro@dent.tokushima-u.ac.jp	6年次生 クラス担当教員
臨床系	歯科保存学第一	教授 まつおたかし志 まつ お たか し 志	matsuo@dent.tokushima-u.ac.jp	5年次生 クラス担当教員
	歯科保存学第二	教授 ながたとしひこ彦 なが た とし ひこ 彦	nagata@dent.tokushima-u.ac.jp	
	歯科補綴学第一	教授 いちかわてつお雄 いち かわ てつ お 雄	ichi@dent.tokushima-u.ac.jp	2年次生 クラス担当教員
	歯科補綴学第二	教授		
	口腔外科学第一	教授 あずままさゆき之 あずま まさ ゆき 之	azumasa@dent.tokushima-u.ac.jp	1年次生 クラス担当教員
	口腔外科学第二	教授 みやもとようじ二 みやもと よう じ 二	miyamoto@dent.tokushima-u.ac.jp	
	歯科矯正学	教授 たなかえいじ二 たなか えい じ 二	etanaka@dent.tokushima-u.ac.jp	3年次生 クラス担当教員
	小児歯科学	教授 みとめまさひと みとめ まさ と 人	mitome@dent.tokushima-u.ac.jp	4年次生 クラス担当教員
	歯科放射線学	教授 ほんだえいち栄 ほんだ えい ち 栄	honda@dent.tokushima-u.ac.jp	
	歯科麻酔学	教授 きたはたひろし洋 きた はた ひろし 洋	hiroshi@dent.tokushima-u.ac.jp	
総合診療歯科学	教授 かわのふみあき昭 かわ の ふみ あき 昭	fumiaki@dent.tokushima-u.ac.jp		

9 徳島大学歯学部口腔保健学科学修要領

(1) 単位の計算基準

1 単位あたりの学習時間は、45 時間と定められており、これに従って授業毎に単位数が決められています。1 回の授業について、講義については 2 時間、演習については 1 時間の予習と復習が必要です。

専門科目	講義	15 時間
	演習	30 時間
	実習	45 時間

なお、卒業研究はこの限りではありません。

(2) 学年、学期及び休業日

- ① 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わります。
- ② 学年を分けて次の 2 学期とします。
前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで
各期は 15 週を消化するものとします。
- ③ 休業日は、次のとおりです。なお、必要により下記エからキまでの休業日を変更し、または臨時休業を定めることがあります。
ア 土曜日・日曜日
イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
ウ 開学記念日 11 月 2 日
エ 春季休業 4 月 1 日から 4 月 5 日まで
オ 夏季休業 8 月 1 日から 8 月 31 日まで
カ 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日
キ 学年末休業 3 月 25 日から 3 月 31 日まで

(3) 教育課程

① 卒業要件

卒業するためには、4 年以上在学し、次の区分に従い 128 単位以上を修得することが必要です。

共通教育科目		29 単位以上
専門教育科目	必修科目	84 単位
	選択科目	15 単位
	計	99 単位
合計		128 単位以上

② 学位の授与

本学科を卒業した者に対して、学士（口腔保健学）の学位が授与されます。

③ 国家試験受験資格

本学科の卒業生には、歯科衛生士国家試験の受験資格が与えられます。

また、所定の単位を取得した者には、社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。なお、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、(8)社会福祉士国家試験受験資格について(P.23)を参照し、計画的に単位を修得してください。

(4) 授業の履修等について

① 履修手続

専門教育科目のうち必修科目については、一括登録しますので、履修登録手続きは不要です。

「口腔保健福祉学」のうち選択科目の履修登録手続きについては、学務係からの案内に従ってください。

② 履修上の注意

ア 以下の科目を選択していない者は、「相談援助演習」、「相談援助実習指導」、「相談援助実習」を履修することはできません。

- ・現代社会と福祉
- ・社会調査の基礎
- ・相談援助の基盤と専門職
- ・相談援助の理論と方法
- ・地域福祉の理論と方法
- ・福祉行財政と福祉計画
- ・福祉サービスの組織と経営
- ・社会保障
- ・高齢者福祉
- ・障害者福祉
- ・児童・家庭福祉
- ・公的扶助
- ・保健医療サービス
- ・就労支援サービス

イ 同一曜日の同一時間帯に複数の授業科目を履修することはできません。

ウ 履修登録されていない科目については、単位認定されないことがあります。

③ 授業の欠席

専門教育科目の授業を欠席する場合は、「欠席届」を学務係に提出してください。

(5) 試験・評価について

履修した授業の成績評価及び単位認定は、原則として学期末に各科目の試験を行い、合格したものに所定の単位が与えられます。

なお、専門教育科目について、講義にあっては授業時間数の3分の2以上、実習にあっては4分の3以上出席していなければ、試験を受けることはできません。

① 試験の欠席

病気などやむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、所定の手続きを経て、追試験を受けることができます。手続き等については、学務係に問い合わせてください。

② 再試験

試験を受けて不合格となった者は、再試験を受けることができます。再試験に合格した場合、成績は60点となります。

再試験日程等詳細については、担当教員の指示にしたがってください。

③ 成績の評価

試験の成績は、100点をもって満点とし、60点をもって合格とします。

また、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）と区分されます。

なお、卒業研究の評価は、「合」または「否」となります。

④ 成績の通知

専門教育科目の成績通知は、歯学部掲示板にそのつど掲示して通知します。

⑤ 進級認定

認定時期に併せて、掲示により通知します。通知時期についても、掲示により周知します。

(6) 試験における不正行為に対する措置について

試験（追試験、再試験を含む。）において不正行為をした者は、学則の規定により懲戒を受けるほか、その学期中に履修した全科目の成績が取り消され、改めて所定の科目を履修しなければなりません。（留年となります。）

(7) 学生実習用器具について

① 学生実習用器具の貸与

学生の経費負担を軽減するために、実習用器具として貸与するものがあります。

② 学生実習用器具の学生購入

学生実習用器具の一部を学生に購入させることがあります。

(8) 社会福祉士国家試験受験資格について

所定の単位を修得することにより、社会福祉士国家試験の受験資格が得られます。

修得すべき科目及び単位と、本学で開設する授業科目及び単位との関係は、以下のとおりです。

社会福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、必要な授業科目を確認し、充分注意して履修計画をたててください。

指 定 科 目	本学開設授業科目	単 位 数	開講学年
人体の構造と機能及び疾病	総合医科学	2	3
心理学理論と心理的支援	心理学概論※	2	1
社会理論と社会システム			
現代社会と福祉	現代社会と福祉	4	1～2
社会調査の基礎	社会調査の基礎	1	1
相談援助の基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職	4	1～2
相談援助の理論と方法	相談援助の理論と方法	8	2
地域福祉の理論と方法	地域福祉の理論と方法	4	2～3
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	1	2
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2	3
社会保障	社会保障	2	3
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉	2	3
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉	2	3
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉	2	3
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助	2	3
保健医療サービス	保健医療サービス	1	3
就労支援サービス	就労支援サービス	1	3
権利擁護と成年後見制度			
更生保護制度			
相談援助演習	相談援助演習	5	3～4
相談援助実習指導	相談援助実習指導	2	3～4
相談援助実習	相談援助実習	4	3～4
合 計		51	

※「心理学概論」は共通教育科目です。1年次で履修しておいてください。

(9) 口腔保健学科教員一覧

所属講座	氏 名 等		連 絡 先		備 考
			研究室	メールアドレス	
口腔保健基礎学	教授	い が ひろ き 伊 賀 弘 起	教授室 (5 F)	iga@dent.tokushima-u.ac.jp	2年次生 クラス担当教員
	教授	ひ の で だい すけ 日野出 大 輔	教授室 (5 F)	hinode@dent.tokushima-u.ac.jp	1年次生 クラス担当教員
	講師	よ し だ か や 吉 田 賀 弥	第3研究室 (5 F)	kaya@dent.tokushima-u.ac.jp	
	助教	ほ し の ゆ み 星 野 由 美	第3研究室 (5 F)	star-dh-hoshino7@dent.tokushima-u.ac.jp	2年次生 クラス担当教員
口腔保健支援学	教授	お ぎ き か ず み 尾 崎 和 美	教授室 (5 F)	ozaki@dent.tokushima-u.ac.jp	4年次生 クラス担当教員
	教授	ま つ や ま み わ 松 山 美 和	教授室 (5 F)	miwa@dent.tokushima-u.ac.jp	
	講師	な か み ち あ つ こ 中 道 敦 子	第3研究室 (5 F)	dh-nakamichi-0702@dent.tokushima-u.ac.jp	
	助教	ふ じ わ ら な つ み 藤 原 奈 津 美	第3研究室 (5 F)	nfujiwara@dent.tokushima-u.ac.jp	1年次生 クラス担当教員
口腔保健福祉学	教授	は だ ま さ る 羽 田 勝	教授室 (6 F)	hada@dent.tokushima-u.ac.jp	3年次生 クラス担当教員
	教授	し ら や ま や す ひ こ 白 山 靖 彦	教授室 (6 F)	shirayama@dent.tokushima-u.ac.jp	
	准教授	よ し お か ま さ み 吉 岡 昌 美	第5研究室 (6 F)	masami@dent.tokushima-u.ac.jp	3年次生 クラス担当教員
	助教	た け う ち ゆ う こ 竹 内 祐 子	第5研究室 (6 F)	yu-take@dent.tokushima-u.ac.jp	4年次生 クラス担当教員

10 一般周知事項

〔第2年次前期までは、主として「全学共通教育履修の手引」に掲載されている「学生生活」の欄を参照のこと。〕

1 クラス委員（総代）について

クラス委員（総代）は、毎学年始めクラスより正1人、副2人を選出し学務係まで届け出ること。

2 各種証明書について

(1) 学生証は、通学の際は、必ず携帯しなければならない。学生証は、歯学部建物への夜間パスカードともなっているため、その保管には充分注意すること。

なお、汚損、紛失したときは、直ちに学生証汚損（紛失）届を提出し、再交付を受けなければならない。

(2) 在学証明書・成績証明書、学割証の交付を希望する者は、学生証を使って、自動発行機で発行する。

学割証は年間1人10枚以内となっているため、あらかじめ使用計画をたて、これを不正使用したり、誤って使用することのないよう注意すること。

通学証明書等の交付を希望する者は、交付希望日の3日前（土曜、日曜及び祝日は除く）までに学務係に申し出ること。

3 願い出、届出について

(1) 休学、復学、退学をしようとするときは、所定の願書に必要事項を記入し、保証人連署のうえ学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(2) 宿所届は、毎学年始め所定の用紙に記載し、学務係に提出すること。また、住所や連絡先を変更したときは、その都度、速やかに学務係に届け出ること。

(3) 一週間以上引き続き欠席するときは、欠席届に病気の場合は医師の診断書を添え、その他の場合は詳細な理由を記載し、学務係に提出しなければならない。ただし、試験の場合は、その都度学務係に提出しなければならない。

(4) 戸籍事項、保証人、保証人の住所等に異動があったときは、速やかに学務係に届け出ること。

(5) 欠席予定あるいは欠席した場合は欠席届を速やかに学務係に提出すること。また当日欠席する場合は欠席する旨を電話にて学務係に申しでること。

4 授業料について

(1) 授業料は、口座振替の申し込み手続きを行ったうえ、毎年、前期分は4月、後期分は10月の指定された日に預金口座からの自動引き落としにより納付しなければならない。

ただし、特別な事情で口座振替によって授業料を納めることが困難な者は、前期分は4月末日、後期分は10月末日までに蔵本会計事務センター室第一経理係に直接納付しなければならない。

(2) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者及び特別な事情で納付が困難な者は、願い出により授業料を免除される制度がある。

5 学生に対する告示、通知等について

学生への周知，連絡事項は，所定の掲示板に掲示することによって通知されるから常に注意すること。

6 歯学部内における注意事項

(1) 一般注意事項

ア 防火，節電，節水に心掛けること。

敷地内及び建物内は全て禁煙である。

イ 設備，備品等の保全に努めること。

設備備品等を破損または紛失した場合はすみやかに学務係に届け出て指示に従うこと。

ウ 騒音を慎み，他に迷惑を及ぼさないこと。

エ 印刷物等の配布及び掲示については所定の方法に従うこと。(第10項参照)

オ 非常口は非常の時以外の使用を禁止する。

カ 夜間・休日における歯学部内でのトラブルについては，すみやかに担任まで電話連絡すること。

(2) 講義室，実習室及び示説室使用上の注意

ア 室内での飲食は禁止する。

イ 室内は，授業に妨げのないよう常に整頓し，清潔を心掛けること。

ウ 一般刊行物の配布及び印刷物等の掲示を禁止する。

エ 使用時間は，原則として17時30分までとする。

これ以後使用する場合は，あらかじめ学務係へ届け出て使用すること。ただし，カリキュラムによる場合はこの限りでない。

(3) 学生控室使用上の注意

ア 学生控室は原則として控室としての目的以外に使用してはならない。他の目的で使用する場合は学務係に届け出て許可を受けること。

イ 室内は整理，整頓し，清潔を心掛けること。

ウ 控室には，防火設備（熱感知器，煙感知器，スプリンクラー），その他種々の設備，備品等が設備されているのでこれらの保全に十分注意すること。

エ 騒音を慎み，他に迷惑を及ぼさないこと。

オ 防火，節電，節水に心掛けること。

○ 壁面の電気コンセントの無断使用を禁ずる。

○ 照明装置，換気扇，冷暖房装置は不要の時及び退室時にはスイッチを切っておくこと。

○ 水道使用時には溢水させないように注意すること。

カ 印刷物等は無断で掲示及び配布することを禁止する。

(第10項印刷物等の掲示及び配布に関する注意事項参照)

キ 使用時間は8時から19時までとする。

時間外及び学生休業日の使用は，あらかじめ学務係に届け出て使用すること。

また，使用終了した時は，とくに火気の安全を確認し，異常の有無を至近の開業日に学務係へ報告しなければならない。

ク 学生用ロッカーを貸与する。

盗難防止に努めること。現金等貴重品の取扱にはとくに注意すること。貸与した鍵を紛失した時は学務係に届け出ること。ただし再作成の費用は各自で負担すること。

7 健康診断について

本学で行う定期健康診断及び予防接種は、必ず受けなければならない。

未受診の者は実習を受講できないことがある。

8 学生団体について

(1) 一つの学部の学生で構成する学生団体を設立しようとするときは、助言指導教員を定め、「学生団体設立承認願」を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

学生団体設立承認願等の記載事項を変更しようとするときも、前記に準ずるものとする。

(2) 学生団体承認の有効期限は、その年度限りであるから、有効期間の更新を希望するときは、毎年度末までに、「学生団体継続届」を学部長に提出しなければならない。

(3) 解散をしようとする学生団体は、「学生団体解散届」を学部長に提出しなければならない。

9 学生の集会、行事等について

(1) 一つの学部の学生又は学生団体が、集会、行事等を行おうとするときはあらかじめ、責任者は「集会、行事等届」を、学外者又は学外団体が参加する集会、行事等を行おうとするときは、「集会、行事等願」を学部長に提出し、願書によるものについてはその承認を得なければならない。

(2) 学生団体が、学外の団体に加入し、又は学外団体の行う集会、行事等に参加しようとするとき、責任者は、「学外団体加入承認願」又は「学外団体の集会、行事等参加承認願」を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

(3) 集会、行事等のため、本学の施設、建物等を使用するときは、所定の願書を提出し、その許可を受けなければならない。

(4) 学生が、集会、行事等を願い出るときは、学生委員又は関係教員による助言指導教員を定めなければならない。

10 印刷物等の掲示及び配布について

(1) 学生又は学生団体が掲示しようとするときは、掲示物を学務係へ提出し受付印を受けて所定の掲示板に掲示すること。掲示については次の事項を守ること。

ア 掲示物の大きさは、B 3 版 (51.5cm × 36.4cm) までとする。

イ 掲示責任者の年次、氏名を明記すること。

ウ 掲示期間は7日以内とする。7日以上の掲示を必要とする場合は、掲示期間満了の日に再承認を受けること。

エ 掲示期間を経過したものは、必ず掲示責任者が撤去すること。

(2) ビラ、パンフレット等の印刷物等を学内で配布しようとするときは、所定の「文書印刷物配布届」に印刷物を添えて、学務係へ提出すること。

11 次に掲げる願書、届書は、(1)から(3)までは実施日の4日前までに、(4)から(6)までは実施日の前日までに提出のこと。

- (1) 集会施設（場所）使用許可願
- (2) 集会、行事等願
- (3) 学外団体の集会、行事等参加承認願
- (4) 集会、行事等届
- (5) 文書印刷物配布届
- (6) 掲示物

12 学務系の執務時間

月～金 8時30分～17時15分（休日は除く）

13 奨学制度

- (1) 独立行政法人 日本学生支援機構

（ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp>）

日本学生支援機構は国から資金を受けて奨学事業を行っている独立行政法人で、学業、人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に対して学資を貸与し、国家有用の人材の養成と教育の機会均等の実現をはかろうとするものである。

ア 奨学金の種類及び貸与額

- (ア) 大学第一種奨学金

第一種奨学金は人物、学業ともに特に優秀かつ健康であり経済的理由により著しく修学に困難があり奨学金の貸与が必要であると認められる者に限り無利息で貸与される。

- (イ) 第二種奨学金

第二種奨学金は利息付きの奨学金であり、利率は年3%以内であるが在学中及び返還猶予期間中は無利息である。

採用の基準は第一種奨学金よりやや緩和されている。

※ 第一種奨学金を受けることによってもなおその修学を維持することが困難であると認められた者は、併せて第二種奨学金の貸与を受けることができる。

- (ウ) 貸与月額

大学第一種奨学金		大学第二種奨学金
自宅通学者	45,000円	3万・5万・8万・10万・12万 の中から選択
自宅外通学者	51,000円	

イ 採用について

- (ア) 一次採用

募集時期 毎年5月

募集人数 若干名

- (イ) (ア)のほかに、事情により下記の採用がある。

補充採用……奨学生の異動により、欠員が生じた場合

応急採用……主たる家計支持者の失職，死亡又は火災等による家計急変のため，緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合

災害採用……風水害などの災害で，災害救助法の適用を受けたもの又は同一災害で同程度の被害を受けた者で，その被害をうけたことによって緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合

※ 一次採用及び補充採用は，その都度揭示するので，遅滞なく申し出ること。

※ 応急採用及び災害採用は，その事由が生じたとき，速やかに申し出ること。

ウ 奨学生の心得

奨学生は奨学生のしおりをよく読み，奨学生としての責務を果たし，異動等の生じた場合は所定の手続を速やかに行うこと。

休学・長期欠席又は外国留学の時は必ず申し出ること。

エ 奨学金の振込・払出について

奨学金は毎月1回当月分が振込まれる。ただし，4，5月分は5月に，3月満期者は，2，3月分を2月に，それぞれ一括して振込まれる。なお，4，5月分の振込分にかぎり5月16日，それ以外の月の振込の分はその月の11日（日曜・祭日のときは翌日）以降随時払出すことができる。

オ 返還の義務と免除

奨学金は国からの借入金，卒業生の返還金及び寄付金によって運用されている。特に返還金は最も重要な財源であり，予定どおり返還されなければ新規の奨学生採用の支障となる。定められた期間内に必ず返還しなければならない。

(2) 日本学生支援機構以外の奨学金

その他の育英制度については，育英団体により募集の時期や対象学生が一樣でなく一律に取り扱うことはできないが，通知のある都度揭示して募集する。

14 学生教育研究災害傷害保険について

教育研究活動中における不慮の災害事故による学生の傷害に対する救済措置として「学生教育研究災害傷害保険」に一括加入することとしている。

不幸にして災害傷害が起きた場合は，学務部学生生活支援課を通じ保険会社へ請求することとなるが，手続き等については学務係に問合せること。

11 気象警報が発令された場合の授業の休講措置について

台風等により、気象警報が徳島市が発令された場合の徳島大学歯学部及び口腔科学教育部における授業の休講措置は、講義及び演習の場合は次のとおりとし、実習の場合は、その都度担当教員又は教務委員会の判断によるものとする。

なお、休講となった授業の補講については、補講日等に行うものとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」もしくは「暴風警報と洪水警報」又は「大雪警報」（以下「警報」という。）が発令中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報が発令中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報が発令中の場合は、すべての授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発令された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合並びに特別な事情がある場合は、学部にあつては学部長、大学院にあつては教育部長が措置を決定する。

12 図書館について

徳島大学附属図書館は、常三島地区の本館と蔵本地区の蔵本分館とがあり、蔵本分館には、主に生命科学系の資料を所蔵している。学生証が図書館利用証を兼ねており、どちらの図書館も利用できる。また、広く一般にも公開されている。

1 開館時間と休館日

(1) 開館時間

	月～金	土	日・祝日
授業期	8:40 - 21:00	10:00 - 17:00	10:00 - 17:00
休業期	8:40 - 17:00	10:00 - 17:00	休館

(2) 休館日

休業期間中の日曜・祝日、5月の連休、大学の夏季一斉休業日、大学祭、年末年始、蔵書整理日、その他臨時休館日

(3) 時間外特別利用

蔵本地区の教職員、院生及び学生のうち、開館時間外特別利用の申請をして許可を受けた者は、図書館閉館日や休館日の定められた時間内で、図書館資料の閲覧及び複写利用ができる。

2 貸出・返却

(1) 貸出

冊数	期間	貸出期間の延長
5冊	14日以内	他に予約者がいない場合は、1回に限り貸出期間延長可能。

※雑誌は原則として貸出しない。ただし一夜貸出は可。

(2) 返却

本館・分館どちらの図書館でも返却できる。図書館閉館時は、玄関横のブックポストへ返却することができる。返却が遅れた場合は、遅れた日数に応じて自動的に貸出停止期間が設定される。

(3) 予約、本館の資料取り寄せ

読みたい図書が貸出中の場合、予約することができる。また、本館の図書を取り寄せ、分館の資料とは別に5冊14日以内借りることができる。

3 蔵書

(1) 蔵書数

区分	和書	洋書	計	備考
図書	115,394冊	115,052冊	230,446冊	平成22年4月1日 現在
学術雑誌	3,190種	3,107種	6,297種	

(2) 電子図書館

学術雑誌の電子ジャーナルや、各種文献データベースを多数導入している。これらは、学内ネットワークから自由に利用できる。

4 利用支援サービス

(1) レファレンス，講習会

レファレンス（参考調査）を随時受け付けている。

また、図書館利用のためのオリエンテーションや館内案内ツアー、蔵書検索方法や各種データベース等の利用説明会を開催している。希望があれば随時開催するので、図書館カウンターへ申し込むこと。

(2) 相互利用

求める資料が徳島大学内に無い場合は、他大学等から有料で図書や複写物を取り寄せることができる。

(3) 購入希望

図書館に所蔵していない資料の購入を希望する場合は、図書館へ学生用図書購入希望を申し込むことができる。図書館ホームページから入力、または申込書に記入してカウンターへ提出する。

5 資料の複写

著作権法で認められた範囲内で、資料を複写することができる。コピー機はプリペイドカード式のコピー機を設置している。カードは生協またはコピー機横の販売機で購入すること。

6 図書館からのお知らせ

図書館ホームページや館内掲示板などに図書館からのお知らせを掲載する。その他、図書館メールマガジンを毎月1回発行している。

○図書館 HP <http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/>

○携帯版図書館 HP <http://opac.lib.tokushima-u.ac.jp/limedio/i/>

13 福利厚生施設について

学生と教職員との人間関係を緊密にするとともに、学生と教職員の福祉を増進するため常三島地区に「学生会館」、蔵本地区に「蔵本会館」が設置されている。以下「蔵本会館」について記す。

この会館は、総面積2320㎡の鉄筋コンクリート2階建てで、1階は、食堂（706㎡で260席）、喫茶室（77㎡で40席）及び文具をはじめ幅広い日用品を販売する売店（288㎡）とし、2階には、蔵本保健室や学生相談室（蔵本地区分室）が設置され、蔵本保健室では看護師による健康相談、応急処置、健康チェックなどを受けることができ（月曜日～金曜日8：30～17：30 TEL 633－7591）、学生相談室では、学生が抱えている種々の悩みについて担当の教員が対応している（毎週火曜日 13：30～17：30 TEL 633－9298）。また、談話室・集会室・和室等の施設も設けているので、大いに利用されることを期待するものである。なお、開館時間等は学生会館に準じて行われる。

蔵本地区学生会館（蔵本会館）の施設の内容

種 類	目 的	面積(㎡)	収容人員(人)	1階2階の別	
社交施設	共用談話室	学生、教職員が自由に談話し、会合する室	78	40	2
	留学生支援室	留学生をサポートする室	52	20	2
課外活動施設	大集会室	集会、会議、講演会、映画会等を行う室	182	150	2
	第1集会室		78	36	2
	第2集会室		32	24	2
	第3会議室		41	30	2
	和室1・2	主として和室を必要とするサークルの活動の場として使用する室	95	50	2
	物品庫	課外活動用品を保管する室	33		2
	”	”	16		2
	事務室	職員が執務し、各室の使用手続、用具の貸出しを行う室	52		2
	倉庫・物置ホール等	437		1・2	
福利施設	食 堂	学生、教職員に対する食事の提供	734	260席	1
	喫 茶	学生、教職員に対する喫茶の提供	78	40席	1
	売 店	学生、教職員に対する生活必需品・書籍の販売	288		1
保健施設	健康相談室	学生、教職員の健康相談を行う室	23		2
	検 査 室	学生、教職員の健康診断と健康管理を行う室	49		2
	蔵本保健室	看護師による健康相談、応急処置、健康チェックなどを受けることができる室	26		2
学生相談	学生相談室（蔵本分室）	学生が抱えている多様な悩みや問題について、相談できる室	26		2
就職支援	就職支援室（蔵本分室）	求人票、会社説明会および就職関係図書の出等々の就職情報を提供する室	52		2

14 試験における学生の不正行為に対する措置要項（抄）

第1条 授業科目修了の認定に関する試験（追試験，再試験を含む。以下「試験」という。）で不正行為（不正行為のほう助を含む。以下同じ。）をした者に対しては，徳島大学学則第52条の規定により懲戒を行うほか，この要項により措置するものとする。

第2条 試験において不正行為をした者に対しては，その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し，改めて所定の授業科目を履修させなければならない。

第3条 試験場内で不正行為をしたと認めた者に対しては，監督者が直ちに退場を命ずる等適宜の措置をしなければならない。

（中 略）

附 則

この要項は，昭和49年4月16日から施行し，昭和49年4月1日から適用する。

略

附 則

この要項は，平成5年4月1日から施行する。

15 歯科医師法(抄)

(昭和23年法律第202号)

第1条(歯科医師の任務)

歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第2条(免許)

歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第3条(免許の絶対的欠格事由)

未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

第4条(免許の相対的欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

第6条(登録・免許証の交付及び届出)

免許は、歯科医師国家試験に合格した者の申請により、歯科医籍に登録することによって行う。

- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科医師免許証を交付する。
- 3 歯科医師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所(歯科医業に従事する者については、更にその場所)その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

第9条(試験の内容)

歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第10条(試験の実施)

歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

16 歯科衛生士法(抄)

(昭和23年法律204号)

(法律の目的)

第1条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くう衛生の向上を図ることを目的とする。

(歯科衛生士の定義)

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

1. 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。
2. 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

(免許)

第3条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

(相対的欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

1. 罰金以上の刑に処せられた者
2. 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務(歯科診療の補助の業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。次号、第6条第3項及び第8条第1項において「業務」という。)に関し犯罪又は不正の行為があつた者
3. 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
4. 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

(歯科衛生士名簿)

第5条 厚生労働省に歯科衛生士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録・免許証の交付及び届出)

第6条 免許は、試験に合格した者の申請により歯科衛生士名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科衛生士免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

3 業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

(試験の目的)

第10条 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

(試験の実施)

第11条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少くとも1回これを行う。

附則(抄)

1 この法律は、歯科医師法施行の日から、これを施行する。

2 第2条に規定する業務を行う男子については、この法律の規定を準用する。

17 社会福祉士及び介護福祉士法（抄）

（昭和62年法律30号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（第7条において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

（欠格事由）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
3. この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
4. 第32条第1項第2号又は第2項（これらの規定を第42条第2項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

第2章 社会福祉士

（社会福祉士の資格）

第4条 社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有する。

（社会福祉士試験）

第5条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

（社会福祉士試験の実施）

第6条 社会福祉士試験は、毎年1回以上、厚生労働大臣が行う。

（登録）

第28条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

第4章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等

（信用失墜行為の禁止）

第45条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第46条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

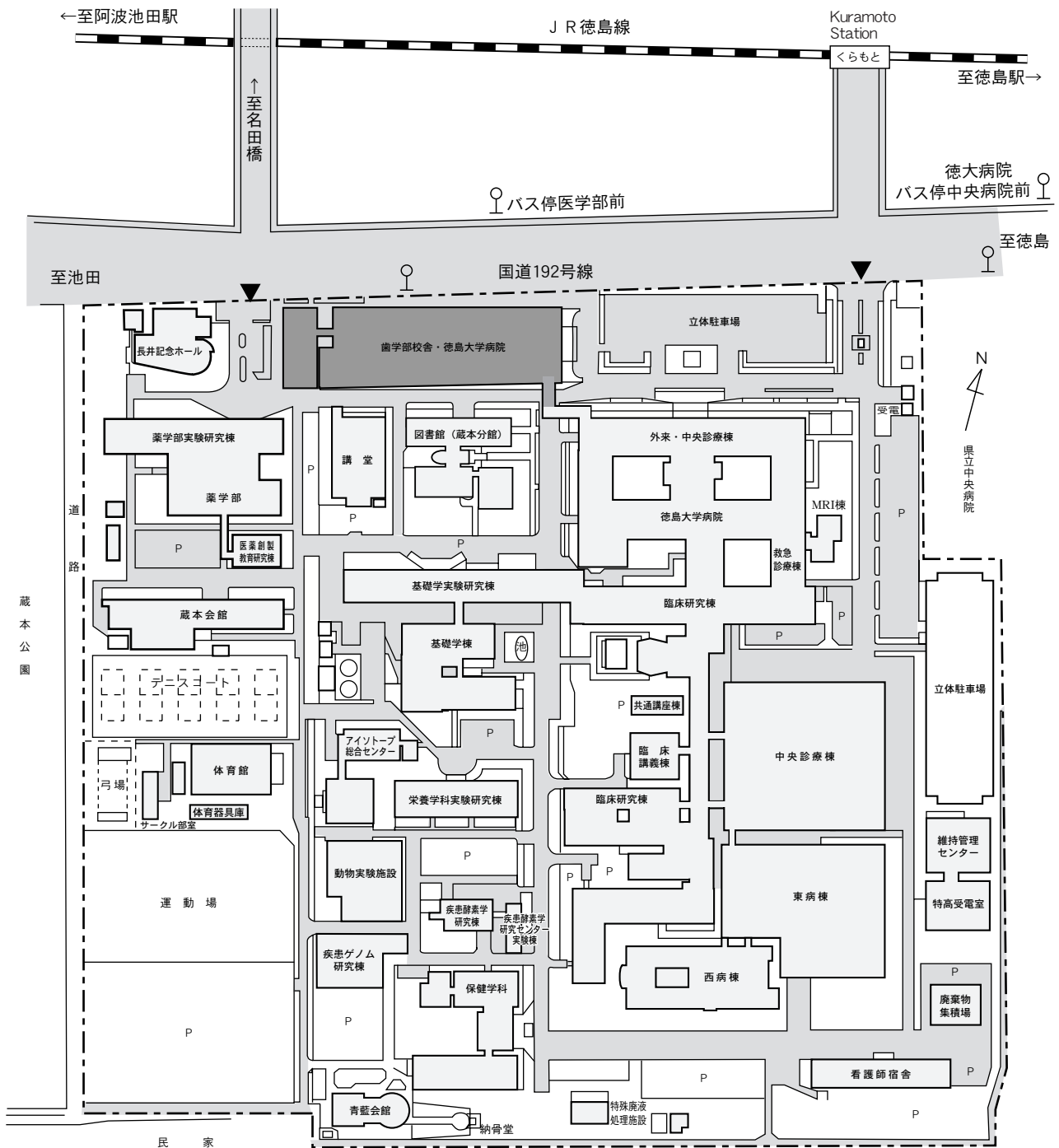
(連携)

第47条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第48条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

18 徳島大学蔵本地区建物等配置図



徳島大学歯学部

The University of Tokushima
Faculty of Dentistry

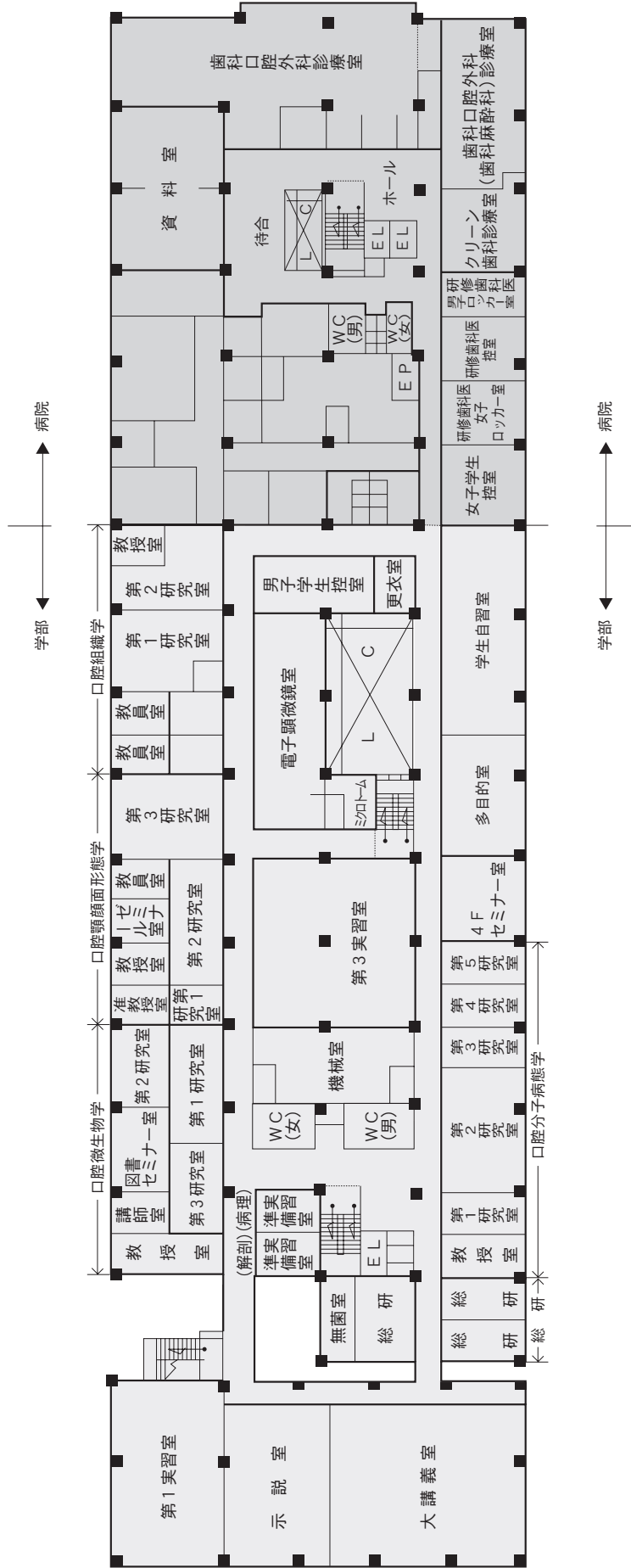
〒 770-8504 徳島市蔵本町 3 丁目 18 番地の 15
3-18-15, Kuramoto-cho, Tokushima 770-8504

TEL (088) 633-9100 (代表)

インターネット <http://www.dent.tokushima-u.ac.jp/index.htm>

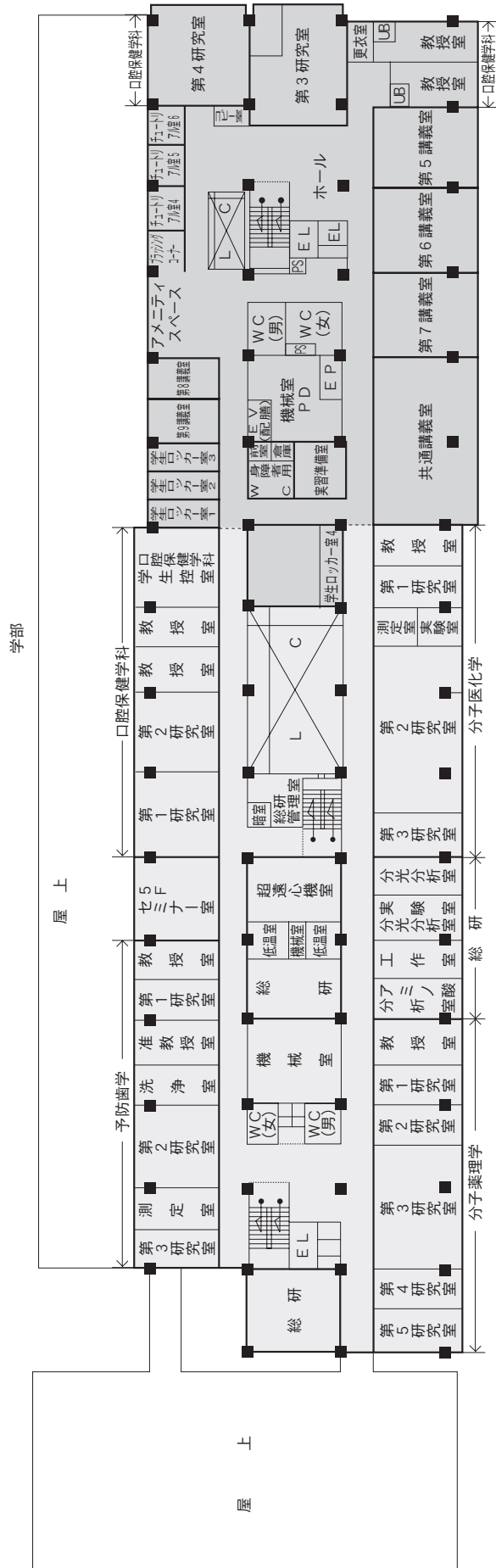
4階平面図

The Fourth Floor



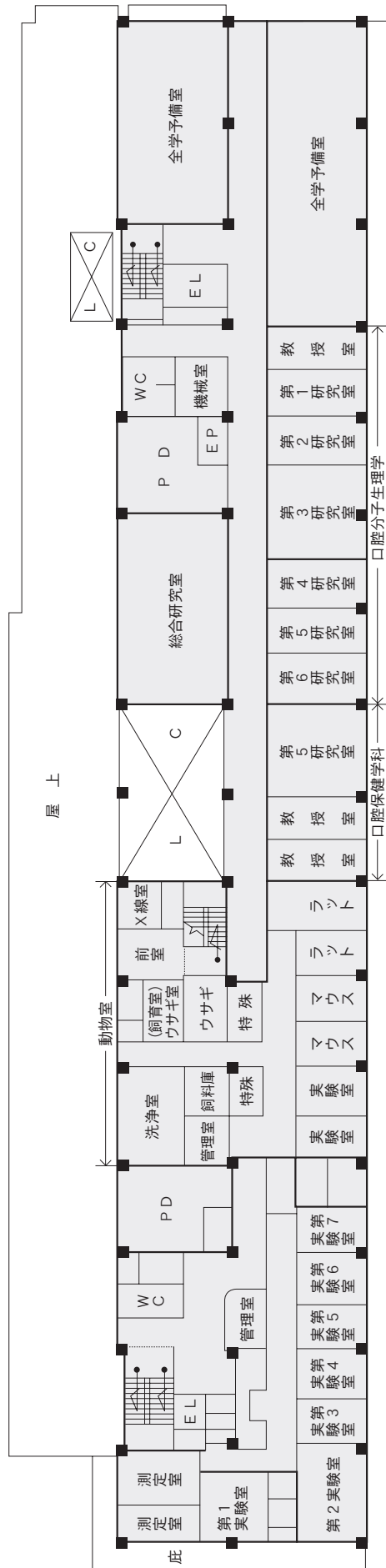
5階平面図

The Fifth Floor



6階平面図

The Sixth Floor



屋階平面図

Plane Figure of Top Floor

